

1

ABLとは何か

Point

ABLとはAsset Based Lendingの略語で、おおむね動産・債権担保融資と同義である。「企業が保有する債権（主に売掛金）や動産（主に在庫や原材料および機械設備など）を担保に実行する融資の総称」と考えられる。

ABLという用語の定義はさまざまであり、マスコミなどでは動産担保融資として使われることが多い。

..... 解 説

1 ABLの定義

(1) ABLとは

ABLとはAsset Based Lendingの略語である。おおむね動産・債権担保融資と同義である。公式には経済産業省の産業構造審議会で使われて以来、世間でも徐々に使われるようになっていく。

ABLは米国で一般的に利用されている融資手法である。もともと米国で1970～80年代頃から広まり始め、約40年かけておよそ50兆円の残高規模になるまで成長した。バブル経済崩壊後、不良債権処理と企業のバランスシート調整に喘いでいた日本経済立直しの一環として、産業金融の多様化が叫ばれるなか、2000年代前半に議論が始まったのがABLである。

(2) 行政・金融当局の定義

ABLはわが国ではどのように定義されているか、まずは行政や金融当局によるABLの定義についてみてみよう。

・平成18年3月：経済産業省公表「ABL（Asset Based Lending）研究会報告書」

「動産・債権等の事業収益資産を担保とし、担保資産の内容を常時モニタリングし、資産の一定割合を上限に資金調達を行う手法」

・平成24年6月：日本銀行公表「ABLを活用するためのリスク管理」

4 第1編 ABLとは

「動産や売掛債権を担保とし、その評価・モニタリングを通じ企業実態を把握しながらリスク管理を行う融資手法」

- ・平成25年6月：金融庁公表「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）別編《ABL編》」

「ABLの定義は様々」であるが「動産・売掛金等の流動資産を担保とし、担保資産をモニタリングし、融資を行う手法」

行政の間でもABLの定義はさまざまであって、統一的な定義はなされていない。特徴としては、モニタリングという用語が共通して出てくるほか、日本銀行や金融庁の定義では債権が売掛金に変わっている点があげられる。金融庁の上記FAQにおける売掛金は、商品の売買など実質的な原因に基づいた比較的短期間で支払われる債権を想定しているとされ、リース債権など長期で支払われる債権は含まれていない点は留意する必要がある。

(3) 現状での定義と用語の使い方

ABLの和訳語としては、動産担保融資と債権担保融資の両方を指す動産・債権担保融資が定着しつつあるが、ABLに関する議論が在庫動産のことや動産担保融資に集中しているときも多くみられる。

一方、米国におけるABLは多様性に富んでおり、ABLという用語のほかにABF（Asset Based Finance）という用語も存在するという指摘もなされている。

すなわち、ABLという用語にはさまざまな種類があり、論者によって指している内容が異なる場合がある。現状では、ABLとは「債務者が保有する債権（主に売掛金）や動産（主に在庫や原材料および機械設備など）を担保に実行する融資の総称」としてとらえておくのが妥当であろう。

(4) マスコミ等での使われ方

新聞・雑誌・ニュースや巷間での論文では、「ABL＝動産担保融資」としているケースがみられるほか、在庫動産に限定した論文なども見受けられる。マスコミは農林畜産物が担保になるという目新しさをことさらに強調するためか、ABLとは動産担保融資のことであるという言い方が目立つので、

注意を要する。

(5) 債権流動化業務でのABL

債権流動化業務においては、ABLという用語はAsset Backd Loanの略語として長い間親しまれてきている。ABLはABS (Asset Backd Securities)、ABCP (Asset Backd CP) と同様に、ABF (Asset Backd Finance) の重要な流動化手法の一つである。債権流動化と債権担保融資は経済的な機能において同様のものであり、類似の金融手法において同じABLという略語を用いるのはいささか不適切な感もある。混同される可能性もあるので注意を要する。

2 ABLと同等の機能を有する資金繰り手法

ABLと呼ばれている融資取引と同等の経済効果をもたらす金融手法はほかにもあることを理解されたい。図表1-1にもあるとおり、以下のような金融手法は、債務者からみた場合、ABLと同じ機能を有している。ことさらABLという融資手法だけを特別視するような議論はあまり有益とはいえない。大切なことは債務者の視点に立った資金繰りの提案、すなわち債務者の資金繰り確保・資金調達手段の多様化・複線化である。

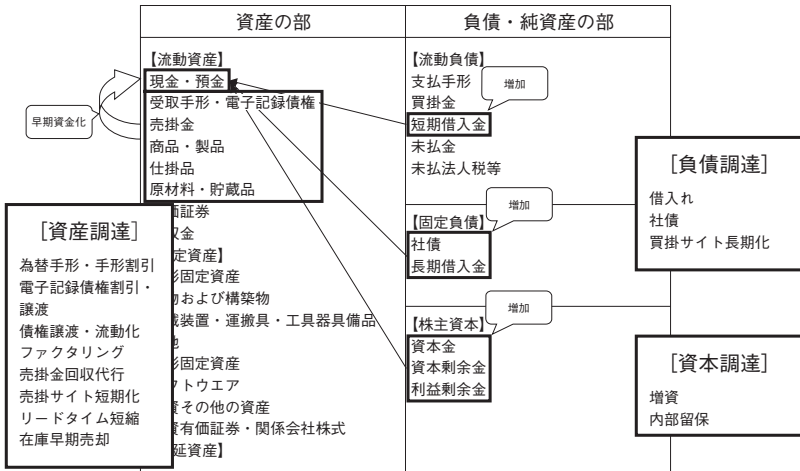
- ・手形割引／手形担保融資
- ・電子記録債権割引／電子記録債権担保融資
- ・ファクタリング・売掛金回収代行 など

ほかにも、以下のような金融手法なども同様のことがいえる。

- ・為替手形の振出し
- ・売掛サイトの短期化／買掛サイトの長期化
- ・リードタイム短縮
- ・在庫の早期売却 など

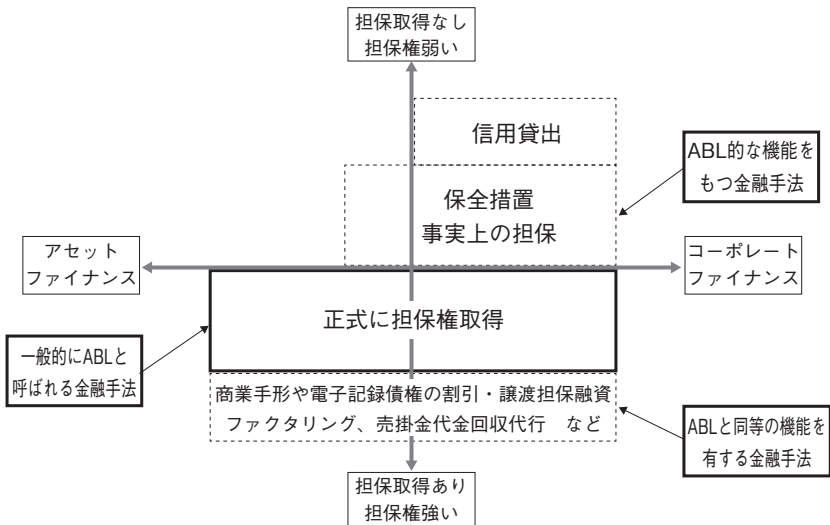
ABLだけでなくさまざまな資金調達手法の提案・提供に心がけることが肝要である（図表1-2参照）。

図表 1-1 主な資金調達方法



(出所) 筆者作成

図表 1-2 さまざまな担保形式がある動産・債権を担保とする金融手法



(出所) 筆者作成

3 ABLの普及

(1) 政府主導・行政主導

わが国のABLの普及は、政府主導・行政主導が中心であった。図表1-3にもみられるとおり、経済産業省を中心に議論が進められ、債権譲渡登記制度に続く動産譲渡登記制度の整備のほか、金融庁のリレーシヨシップバンキング政策や金融検査マニュアルの改訂などによる後押しが進んでいる。流動資産担保融資保証制度による公的信用制度も整備された。一方、貸し手の中軸である金融機関では、担保の評価・管理・処分に関するノウハウ不足のうえに、わざわざ手間暇のかかる融資手法は敬遠されてきた。貸し手に対する普及は行われているものの、肝心の利用者への普及が十分に進んでいるとは言いがたい。

そこに平成23年、日本銀行が成長支援貸出制度においてABLの取組みを促し、平成25年には、金融庁も「ABL（動産・掛掛金担保融資）の積極的活

図表1-3 政府・行政のABL・電子記録債権普及への足取り

年度	政府・経済産業省・ 中小企業庁・農林水産省	金融庁・日本銀行等関連	法令等の整備
平14		金融庁「金融再生プログラム」 「第一次リレーシヨシップバンキングAP」	
15	企業法制研究会「報告書」 IT戦略本部「e-Japan戦略II」		
16		金融庁「金融改革プログラム」 「第二次リレーシヨシップバンキングAP」	
17		金融庁「第二次リレーシヨシップバンキングAP」 においてABLを明記	債権譲渡登記制度拡充 動産譲渡登記制度創設

18	ABL研究会「報告書」 畜産部門におけるABL検討委員会等開催	金融検査マニュアル改訂 「一般担保要件明示」	
19	流動資産担保融資保証制度創設 ABL協会設立 地域活性化目的の「農商工連携」の具体化 電子記録債権研究会「報告書」	金融庁「恒久的リレーシ ョンシップバンキング」 3省合同「電子債権に関する基本的な考え方」	
20	ABLガイドライン公表		電子記録債権法 施行
21		金融円滑化法施行	
22			
23		日銀：成長支援貸出制度	
24		金融庁「ABLの積極的活用について」 金融検査マニュアル改訂 「一般担保要件の運用の明確化等」 全銀電子債権ネットワーク 開業 金融円滑化法終了	
25		「経営者保証に関するガイドライン」適用開始	

(出所) 筆者作成

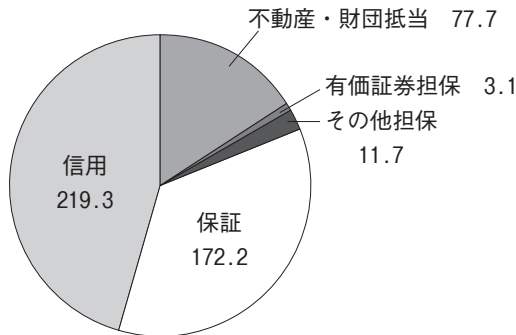
用について」を公表、金融当局は積極的な活用の推進を促し始めたところである。

(2) ABL待望論

政府や動産・債権担保融資の推進論者などからはわが国の産業金融、とりわけ中小企業金融について、おおむね以下のような論調で説明されることが

図表 1-4 金融機関貸出金の担保内訳と売上債権の流動化

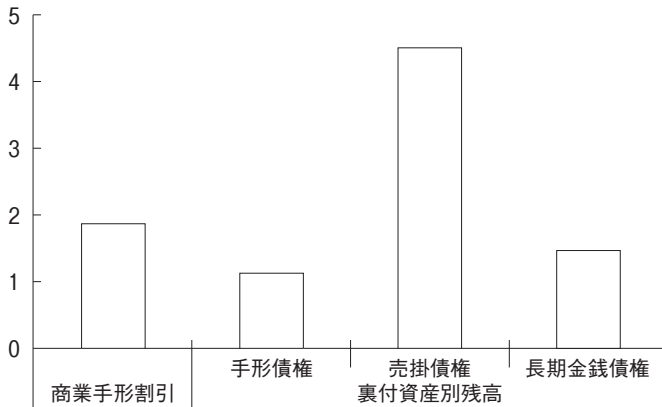
[平成25年3月末] (兆円)



(出所) 日本銀行統計「貸出金担保内訳」より筆者作成

[平成25年3月末]

(兆円)



(出所) 日本銀行統計「国内銀行の資産・負債等」および流動化・証券化協議会「ABCP・ABL統計調査」より筆者作成

多い。

- ・中小企業は直接金融にアクセスすることが容易ではなく、資金調達では間接金融である借入れに頼らざるをえない。
- ・金融機関の中小企業向け融資は、担保では不動産、保証では代表者の個人

図表 1-5 企業のバランスシートの状況と経常運転資金

全企業（平成23年度末）（兆円）			
現金預金	163	支払手形	29
受取手形	24	買掛金	138
売掛債権	192	短期借入金	163
棚卸資産	105	社債	55
土地	186	長期借入金	296
その他建物・機械設備等	273		
合計	1,471	合計	1,471
手形割引残高	5	経常運転資金	154

短期借入金内訳
 金融機関：101兆円
 その他：62兆円

中小企業（平成23年度末）（兆円）			
現金預金	98	支払手形	18
受取手形	12	買掛金	44
売掛債権	67	短期借入金	73
棚卸資産	43	社債	6
土地	104	長期借入金	180
その他建物・機械設備等	108		
合計	570	合計	570
手形割引残高	4	経常運転資金	60

短期借入金内訳
 金融機関：39兆円
 その他：35兆円

（出所） 財務省「法人企業統計」より筆者作成

保証によって債権保全を図ってきた。特に担保は不動産に偏っている（図表1-4参照）。

- ・不動産価格が下落し続けている環境下、担保に有効な不動産をもたない、または保有不動産に担保余力のない中小企業にとっては、債権や動産を担保として活用することが有効である。
- ・企業全体のバランスシートをみると、中小企業だけに限っても、不動産が104兆円であるのに対し、売掛債権は67兆円、棚卸資産は43兆円で合わせて110兆円にも及ぶ（図表1-5参照）。中小企業金融の円滑化を図るためには、これらの資産を担保として活用することが望ましい。

ABL待望論の説明は一見すると理路整然としているが、以下のような点で疑問が残る。

- ・貸出には担保が必要であるというドグマが出发点になっている。
- ・債権や動産の簿価のすべてが担保になる、あるいはすべてが担保として価値があるかのような幻想を抱かせる。
- ・債権担保融資や動産担保融資が伸びれば、直ちに資金繰りが円滑になるかのような錯覚を感じさせる。
- ・議論の枠組みが担保から抜け出せていない。不動産ではなく債権や動産にすりかわっているだけの状況。
- ・借入れは資金調達手段のすべてではない。資産を早く現金に転換させるという考え方にも目を向けるべきである。

(3) ABL普及に向けた取組姿勢

ABL待望論への疑問をふまえると、特にこれまでの融資姿勢は、以下の3点が問題だったと考えられる。

- ・（バブル期の融資手法に顕著であった）不動産の「含み益」をてこに、実態評価を超えて融資枠をふやしたこと。
- ・不動産の「根抵当権」の設定により、資金使途の確認や返済原資の検証を十分行わずに融資の実行を行ったこと。
- ・毎期末の貸出残高の「純増目標」と新規の「貸出件数」が評価軸の大きな

ポイントであったこと。

不動産担保以外にも、債権や動産が担保として利用されて担保の選択肢がふえるということはたしかに画期的なことである。しかし大切なことは、債権担保融資や動産担保融資をふやすことではなく、企業の実態把握を進めることである。ABLが普及することにより、企業の実態把握の重要性があらためて認識されて、融資業務の原点に戻った取組みを進めることが望まれる。本当に資金需要がある企業や資金調達を必要としている局面において、その需要に応える手段・方法の一つにABLがある、と理解することが肝要である。